

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

○公示送達	(税務課)	3
○国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	4
○国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	4
○地縁団体の認可	(自治防災課)	4
○国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	5
○条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨	(総務課)	5
○亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱の一部改正	(市民協働課)	6
○亀岡市議会定例会の招集	(総務課)	6
○国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	7
○国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	7
○国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	7
○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	8
○公示送達	(税務課)	8
○国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	9
—— 公 告 ——		
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	9

○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧	(農林振興課)	12
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	13
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	16
○亀岡市人事行政の運営等の状況	(人事課)	20

—— 任免及び辞令 ——

議会事務局欄

—— 告 示 ——

○条例制定請求代表者が意見を述べる日時等の告示	34
-------------------------	----

教育委員会欄

—— 規 則 ——

○児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部改正	35
○亀岡市スポーツ推進員に関する規則の一部改正	35

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○政治活動用事務所に係る証票の有効期限	36
○亀岡市条例制定請求者署名簿に記載された有効署名の総数	36

○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 36

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終場所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 36

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 37

告 示

亀岡市告示第201号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成25年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
2	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
3	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
4	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
5	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
6	督促状 平成25年度第1期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成25年度第1期・第2期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成25年度第1期・第2期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成25年度第2期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成25年度第2期分 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成25年度第2期分 市府民税	省略	省略
12	督促状 平成25年度第2期分 市府民税	省略	省略
13	督促状 平成25年度第2期分 市府民税	省略	省略
14	督促状 平成25年度第2期・第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
15	督促状 平成25年度第2期・第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
16	督促状 平成25年度第2期・第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
17	督促状 平成25年度第1期・第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1904-12004

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年11月1日

「揭示済」

亀岡市告示第203号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1121-31008

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年11月5日

「揭示済」

亀岡市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 西別院町下ノ谷区

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設等の維持管理
- 4) 防災対策、福祉活動
- 5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下、百陀の全域から犬甘野向条16番地、18番地、犬甘野和田6番地1、7番地1、8番地1、12番地1、柚原乾谷3番地、7番地5、15番地3までの区域

4 主たる事務所

亀岡市西別院町犬甘野百陀30番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 芝 鹿太郎
住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成25年11月7日

「揭示済」

亀岡市告示第205号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0139-31012

1 保険者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年11月7日

「揭示済」

亀岡市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成25年11月8日付けで亀岡市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成25年11月8日

亀岡市長 栗山正隆

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

氏名	住所
池上 素子	省略
小倉 彩	省略
大江広一郎	省略
桑本 佳和	省略
豊田 覚司	省略
西本 好江	省略
野崎 真	省略
平井 知世	省略
向井 弓子	省略
八木 英敏	省略

2 請求の要旨

大規模スポーツ施設用地として使用予定の用地は、向こう50年にわたり無償提供されることになっています。事業が今後50年間の本市のまちづくりにとって、きわめて重要な取り組みであることは間違いありません。しかしながら、このような重要な事業について私たち市民の意見集約や合意が十分になされていないことは大変残念ですし、現状では将来のまちに対する市民としての責任を果たしているとも言えません。

そこで、私たち市民が、本市の将来についての責任を果たすためにはこの大きな事業についての意見表明をなすべきだと考えます。また、責任ある意見表明をなすためには、本事業が、本市にもたらすであろう利益と負担すべき費用についての情報が明らかにされる必要があります。

以上の理由により、本事業が本市にもたらすメリット・デメリットに関する情報を広く市民に公開し、その上で、当該用地買取と府への無償提供の可否を問う住民投票を求め、本条例の制定を請求します。

「揭示済」

亀岡市告示第207号

亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱（平成20年亀岡市告示第95号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

亀岡市長 栗山正隆

第3条第2項中「、市議会議員」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成25年11月25日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成25年11月18日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第209号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年11月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1905-13014

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年11月18日

「揭示済」

亀岡市告示第210号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2314-61012

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成25年10月1日
- 3 無効になる日
 平成25年11月20日

「揭示済」

亀岡市告示第211号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年11月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀0804-15003

- (1) 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成24年4月1日
- (3) 無効になる日
 平成25年11月25日

2 亀0903-12065

(1) 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年9月21日

(3) 無効になる日

平成25年11月25日

「揭示済」

亀岡市告示第212号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年11月28日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年11月28日(木)

午後1時~午後3時

4 撤去し、保管した台数 19台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日~土曜日 午前10時~午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771(25)5043

「揭示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成25年11月28日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成25年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第214号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年11月28日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1915-12003

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年11月28日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第56号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第15号 市道南掛栢原線道路改良工事
(その3)

(2) 工事場所 亀岡市東別院町鎌倉地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=320.0m W=5.0m

土工 一式

法面工

植生基材吹付、種子散布

A=1313.9m²

排水構造物工

プレキャストU型側溝

(300×400~300×500) L=262.6m

擁壁工

ブロック積擁壁A型、B型、C型

A=492.5m²

舗装工

表層 A=721.5m²

上層路盤 A=723.7m²

下層路盤 A=739.0m²

(5) 予定価格 61,309,500円

(入札書比較金額 58,390,000円)

- (6) 工期 契約日の翌日から平成26年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払
請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者

の配置が可能であること。

- (3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又

は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年11月1日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年11月1日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年11月6日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年11月7日（木） 午前9時から正午まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年11月8日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年11月5日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成25年11月11日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年11月13日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年11月19日（火） 午前9時から午後5時まで 平成25年11月20日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年11月21日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第57号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成25年12月12日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成25年12月13日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成25年12月27日までにこれを申し出ることができる。

平成25年11月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

自 平成25年11月13日
至 平成25年12月12日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第58号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、
 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム
 による電子入札対象案件である。

平成25年11月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

南部工第3号
 大井町南部土地区画整理事業
 道路築造等整備その3工事

(2) 工事場所 亀岡市稗田野町太田地内外

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

《道路工事分》

工事延長 L=260.1m

土工 1.0式

舗装工

表層 (t=4cm) A=747.8m²

上層路盤 (t=11cm) A=747.8m²

下層路盤 (t=15cm) A=747.8m²

側溝工

自由勾配側溝 (300*300~1000, 400*700,
 500*900) L=371.1m

街渠工

L型街渠 L=320.3m

管渠工

台付管 (φ300~600) L=20.7m

集水樹工

L型街渠樹 N=17.0箇所

集水樹 (□600*900~1200, □700*900,
 □900*1200) N=6.0箇所

函渠工

ボックスカルバート4000×1500
 N=1.0箇所

防止柵工

ガードレール L=5.5m

場所打擁壁工

重力式擁壁 (H=0.89m)
 L=2.2m

法面整形工

法面整形 A=237.4m²

地盤改良工

安定処理 A=32,200.0m²

《河川2工事分》

土工 1.0式

舗装工

表層 (t=4cm) A=247.2m²

路盤 (t=10cm) A=247.2m²

張コンクリート (t=10cm)
 A=163.5m²

縁石工

境界工C型 L=84.3m

《下水道工事分》

管渠工 (開削) Vu φ200mm
 L=336.8m

人孔設置工

1号組立人孔 N=9.0箇所

小型レジン人孔 N=5.0箇所

汚水樹設置工

塩ビ汚水樹設置工 N=4.0箇所

取付管工 N=4.0箇所

《上水道工事分》

配水管布設工事

DSGX(E) φ75~150 L=375.3m

HIVP φ50~75 L=4.7m

両受けソフトシール弁DGX φ75~150

N=3基

仕切弁 φ75 N=2基

地下式消火栓 φ75 N=2基

排気弁付地下式消火栓 φ75

N=1基

小型空気弁 φ25 N=1基

給水管布設工事

φ150×φ20 N=3戸

φ75×φ20 N=1戸

(5) 工期 契約日の翌日から平成26年3月31日まで

(6) 部分払 無

(7) 前金払 無

(8) 中間前金払 無

(9) 支給材料及び貸与品 無

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年11月15日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年11月15日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年11月19日（火） 午前9時から午後5時まで 平成25年11月20日（水） 午前9時から正午まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年11月21日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年11月18日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成25年11月26日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年11月28日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年12月9日（月） 午前9時から午後5時まで 平成25年12月10日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年12月11日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 本案件は、亀岡市大井町南部土地区画整理組合との「基本協定書」に基づく、依頼により、亀岡市が入札事務を代行しているものであり、契約の相手方（契約書における発注者）は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合理事長」となる。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合」の工事請負規程に基づき、組合が設定する。

なお、組合では予定価格及び設計書等の公表は行っていないため、本案件も組合の取扱いどおり非公表とする。

(3) 今回のような前金保証を伴わない契約保証について、西日本建設業保証株式会社の保証は受けられないことについて、注意すること。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブ

ル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(7) 水道施設工事の下請発注については、水道施設工事業の許可を受けている本市施工実績を有する業者への発注を優先的に行うこと。

(8) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第59号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年11月18日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第16号 市道赤熊青野線道路改良工事
(緊急通学路整備)

(2) 工事場所 亀岡市東本梅町松熊地内

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=923.1m

排水構造物工

<p>土工 1式</p> <p>側溝工</p> <p>自由勾配側溝 L=903m</p> <p>集水樹 N=13基</p> <p>管渠工 L=15m</p> <p>付帯工 1式</p> <p>舗装工</p> <p>表層 A=458㎡</p> <p>路盤工 A=458㎡</p> <p>薄層カラー舗装工 A=320㎡</p> <p>区画線工 L=910.0m</p> <p>構造物撤去工 1式</p> <p>(5) 予定価格 36,390,900円 (入札書比較金額 34,658,000円)</p> <p>(6) 工期 契約日の翌日から平成26年3月20日まで</p> <p>(7) 部分払 無</p> <p>(8) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)</p> <p>(9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。</p> <p>(10) 最低制限価格 採用</p> <p>(11) 入札保証金 免除</p> <p>(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社を</p>	<p>いう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>2 入札参加資格要件</p> <p>(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。</p> <p>(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。</p> <p>(3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。</p> <p>(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 入札参加資格確認申請時の提出書類</p> <p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)</p> <p>(2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)</p> <p>※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場</p>
---	--

合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年11月18日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年11月18日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年11月20日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年11月21日（木） 午前9時から正午まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年11月25日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年11月19日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成25年11月26日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年11月27日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年12月3日（火） 午前9時から午後5時まで 平成25年12月4日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり

開札日時	平成25年12月5日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第60号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成24年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成25年11月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成24年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	15人			15人
保育士	2人			2人
病院医師		1人		1人
病院看護師	8人			8人
計	25人	1人		26人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

② 職員の退職の状況（平成24年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	16人	1人			17人
保育士		2人	2人		4人
指導主事			2人		2人
技能労務	1人				1人
病院医師			4人		4人
病院看護師	1人		5人		6人
計	18人	3人	13人		34人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成24年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務（上級）	198人	147人	80人	34人	19人	7.7
事務（上級） 民間経験5年以上	58人	44人	19人	4人	2人	22.0
事務（初級）	12人	8人	4人	1人	1人	8.0
保育士	14人	11人	8人	—	5人	2.2
土木	2人	2人	2人	1人	1人	2.0
建築	6人	6人	3人	2人	1人	6.0
電気	1人	1人	1人	1人	1人	1.0
病院看護師	5人	5人			4人	1.3
	9人	9人			8人	1.1
病院医療技術	2人	1人			0人	0.0
	1人	1人			1人	1.0
病院医療事務	2人	2人			1人	2.0

(注) 1 平成24年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。

2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数			主な増減理由	
	平成24年	平成25年	増減		
普通会計部門	議会	7人	7人	0人	
	総務	124人	127人	3人	情報化推進業務増等
	税務	35人	34人	△1人	退職不補充
	民生	140人	149人	9人	事務事業統廃合等
	衛生	45人	46人	1人	欠員補充による増
	農林水産	30人	31人	1人	欠員補充による増
	商工	14人	12人	△2人	京都府交流派遣による減
	土木	62人	63人	1人	区画整理業務充実に伴う増
	計	457人	469人	12人	
教育部門	75人	70人	△5人	事務事業統廃合	
小計	532人	539人	7人		
公営企業等部門	病院	111人	117人	6人	看護業務増等
	水道	27人	24人	△3人	業務調整による減
	下水道	27人	30人	3人	業務調整による増
	その他	26人	27人	1人	後期高齢者医療広域連合派遣による増
	小計	191人	198人	7人	
合計	723人 [839人]	737人 [839人]	14人 [0人]		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 []内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成24年	平成25年	
一般行政職	414人	423人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	35人	34人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	1人	1人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	21人	21人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	65人	66人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	165人	171人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	7人	6人	現業の業務に従事する職（給食調理員、用務員等）
教育職	14人	14人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
教育長	1人	1人	教育委員会教育長
計	723人	737人	

（注） 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

（3）過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	468人	465人	463人	457人	469人
		増減		△3人	△2人	△6人	12人
	教育部門	職員数	79人	74人	77人	75人	70人
		増減		△5人	3人	△2人	△5人
	小計	職員数	547人	539人	540人	532人	539人
		増減		△8人	1人	△8人	7人
公営企業等部門	病院	職員数	106人	106人	110人	111人	117人
		増減		0人	4人	1人	6人
	水道	職員数	27人	27人	27人	27人	24人
		増減		0人	0人	0人	△3人
	下水道	職員数	32人	31人	31人	27人	30人
		増減		△1人	0人	△4人	3人
	その他	職員数	27人	28人	27人	26人	27人
		増減		1人	△1人	△1人	1人
	小計	職員数	192人	192人	195人	191人	198人
		増減		0人	3人	△4人	7人
	合計	総合計	739人	731人	735人	723人	737人
		増減		△8人	4人	△12人	14人

（注） 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況（平成24年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度の 人件費率
92,472人	34,352,140千円	621,522千円	5,476,374千円	15.9%	17.4%

(注) 住民基本台帳人口は、平成25年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況（平成24年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
531人	2,032,892千円	574,247千円	755,560千円	3,362,699千円	6,333千円

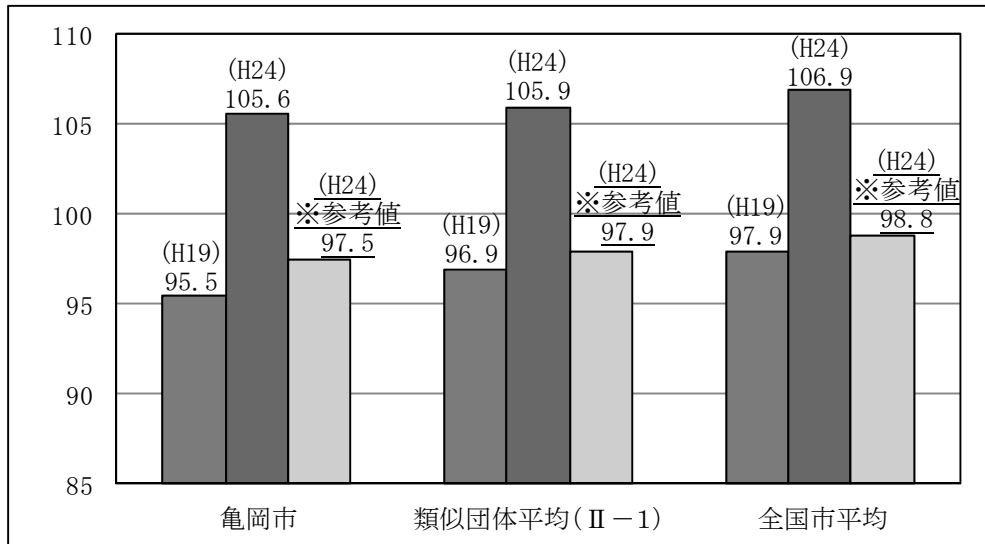
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成24年4月1日現在）の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	部長級7%減 次・課長級5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成24年度)

④ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(2) 特別職等の報酬等の状況 (各年4月1日現在)

区分		給料月額等		
		平成24年	平成25年	
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：2.95月分 役職加算額：(給料月額+地域手当)×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：2.95月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	2,167万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×325/100	1,023万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	744万円	任期毎
給料月額×在籍年数×280/100	777万円	任期毎		
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給 (給料月額の6%)			
	副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 簡易水道事業 (平成24年度決算)

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
149,051千円	9,860千円	8,539千円	5.7%	2.7%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
1人	4,530千円	809千円	1,691千円	7,030千円	7,030千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

② 地域下水道事業（平成24年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
812,783千円	30,716千円	53,182千円	6.5%	4.2%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
7人	28,422千円	4,625千円	10,672千円	43,719千円	6,246千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

③ 上水道事業（平成24年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,282,632千円	△26,202千円	214,499千円	16.7%	19.0%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
26人	110,061千円	26,603千円	41,773千円	178,437千円	6,863千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

④ 下水道事業（平成24年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,701,684千円	42,560千円	156,492千円	9.2%	9.4%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
23人	80,714千円	18,453千円	30,570千円	129,736千円	5,641千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

⑤ 病院事業（平成24年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,171,219千円	△32,579千円	997,897千円	46.0%	43.5%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
112人	449,134千円	225,866千円	153,872千円	828,872千円	7,401千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成25年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

- (注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：8.4日 消化率：21.6%

- (注) 取得実績は、平成24年4月1日から平成25年3月31日の間に取得した平均値である。

② 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要な とき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養 が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要な とき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

- (注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

③ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日の5日前から1月後までの間の8日以内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間

産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間	
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間	
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）	
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）	
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間	
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間	
		妊娠23週まで	4週間に1回
		妊娠24週～満35週まで	2週間に1回
		妊娠36週～出産まで	1週間に1回
出産後1年まで	その間に1回		
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間	

服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族	日数
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
		1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は()内の日数とする	
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
災害被災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間	

④ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	2週間以上6月以内の連続する期間において必要とする日又は時間

(3) 育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	5人	4人	0人	9人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	1人	0人	0人	1人

(注) 平成24年度に新たに当該休業を取得した件数である。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（平成24年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	22件	0件	22件	7人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 平成24年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（平成24年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分手由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	1件	0件	0件	1件

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成24年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		8件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		399件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	90件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	5件
	その他（消防団活動等）	5件

（注）平成24年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成24年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	30件
------	-----

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成24年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 キャプテンシップ研修 メンタルヘルス研修 パソコン研修 アサーション研修 リーダーシップ研修 論理的思考力養成研修 課題解決力研修 京都学園大学連携市政研修 職員倫理研修 育成面談研修 男女共同参画研修 法制執務研修 情報セキュリティー研修 人権講演会 ほか	36日	2,108人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	183日	138人
	職場研修	224日	2,057人
合計		443日	4,303人

(2) 勤務成績の状況（平成24年度）

評定結果					
A	B	C	D	E	計
極めて良好	特に良好	良好（普通）	やや不良	不良	
64人	33人	482人	8人	4人	591人

(注) 育児休業中の職員、医療職を除く。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（平成24年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	355人
	人間ドック	353人
	頸肩腕腰痛特殊健康診断	81人
	VDT作業従事者健康診断	274人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成24年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
4,543千円	12,304千円	729人	本給の 0.6%以内	16,878円	A+B 16,847千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成24年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成24年度）

事案なし

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

安 藤 和 彦
河 嶋 喜 矩 子
鈴 木 格 夫
村 井 寛 子
八 木 孝 司
野 波 雅 紀
田 中 美 賀 子
渋 田 綾
足 立 稔 子
長 瀬 美 登 利

亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します
任期は平成27年11月18日までとします
平成25年11月19日

議会事務局欄

告 示

亀岡市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月25日

亀岡市議会議長 木曾利廣

- 1 日 時
平成25年12月6日（金）
午前10時00分
- 2 場 所
亀岡市議場（亀岡市役所本庁舎8階）
- 3 意見を述べる案件名
第37号議案 亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定について
- 4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数
10人以内

「揭示済」

教育委員会欄

規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月13日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第6号

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表安詳小学校の項中「篠町のうち夕日ヶ丘1丁目・2丁目」の次に「・3丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月13日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第7号

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「50人」を「50人以内」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第47号

政治活動用事務所に係る証票の有効期限を次のように定める。

平成25年11月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

記

有効期限 平成29年10月31日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、縦覧に供した亀岡市条例制定請求者署名簿については、当該縦覧期間内に異議の申出はなかった。その結果、当該署名簿に記載された有効署名の総数を次のように定める。

平成25年11月5日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

有効署名の総数 3,073人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第49号

平成25年12月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年11月29日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局

2 縦覧の期間 平成25年12月3日から
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第50号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年11月29日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成25年12月3日から
同月7日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市指定給水装置工事事業者
における事業廃止の告示

平成25年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
22	森水道工事店	森 稔	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝21

「揭示済」